

ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品とは、国の厳正な審査を受け、先発医薬品（新薬）と薬効や安全性等が同等であると承認を受けたお薬です。

開発に要する費用が抑えられているため、先発医薬品と比べ3割以上、中には5割以上低い価格で提供されています。

医療の高度化や高齢化の進展等により、年々増加する国民医療費（約42兆円）の適正化に向け、医療保険財政の効率化に取り組んでいくことは各医療保険者共通の大きな課題となっています。

その取り組みの一つとして、ジェネリック医薬品の選択ということが挙げられます。例えば、皆様がお薬をジェネリック医薬品に切り替えることにより、窓口での自己負担額が切り替え前より300円安くなると、医療費全体では1,000円の軽減となります。このようにジェネリック医薬品を選択することは、ご自身のお財布に優しいだけでなく、医療保険財政の効率化にもつながります。

ご利用を検討していただくために、下記によりジェネリック医薬品軽減額通知のお知らせを送付します。



ジェネリック医薬品 軽減額通知のお知らせ

実施日▶平成30年8月中旬に
共済組合本部より組合員の自宅に送付予定。

◎ 軽減額通知の対象者

生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満等の疾病）を効能・効果とする先発医薬品が使用されている組合員及び被扶養者を抽出し、軽減額の高いものから順に通知の対象者を決定する予定です。

* 20歳未満の者等は、対象外となります。

◎ 内容

過去1年間に処方されたお薬を「先発医薬品」からジェネリック医薬品に切り替えた場合に窓口で支払う薬代がどのくらい安くなるのか（軽減可能額）を試算したものです。

7月末



年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書《重要》

年金払い退職給付（新3階部分）の給付算定基礎額残高通知書を平成30年7月末にご自宅あて送付します。なお、この通知書には、平成29年度の算定の基になる標準報酬月額、給付算定基礎額残高及び加入期間等が記載されています。

また、現職組合員には毎年送付しますが、平成27年11月1日以降に資格喪失された方には、退職時、35歳、45歳、59歳及び63歳の翌年度に送付します。

▼年金払い退職給付のイメージ図

